

注 意

- 1 ⑫及び⑬の欄の「受けることができる」とは、現に受けているとき、申請中であるとき又は申請すれば受けることができる状態にあるときをいいます。
- 2 ⑭から⑯までの欄は、新たに手当の支給の対象となる児童について記入してください。
- 3 ⑰の欄の「監護等」とは、請求者が母である場合には監護すること、請求者が父である場合には監護し、かつ、生計を同じくすること、請求者が養育者である場合には養育することをいいます。
- 4 ⑱の欄は、児童の状況について、次に掲げる場合のうち該当する文字を○で囲んで下さい。
 - イ 父母が婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。）を解消した。
 - ロ 父が死亡した。
 - ハ 父が障害の状態にある。
 - ニ 父の生死が明らかでない。
 - ホ 父が児童を引き続き1年以上遺棄している。
 - ヘ 父が母の申立てにより保護命令を受けた。
 - ト 父が法令により引き続き1年以上拘禁されている。
 - チ 母が死亡した。
 - リ 母が障害の状態にある。
 - ヌ 母の生死が明らかでない。
 - ル 母が児童を引き続き1年以上遺棄している。
 - ヲ 母が父の申立てにより保護命令を受けた。
 - ワ 母が法令により引き続き1年以上拘禁されている。
 - カ 婚姻によらないで生まれた児童である。
 - ヨ 養育などで父母がいるかいないかが明らかでない。
- 5 ⑳から㉑までの欄は、それぞれの児童の父又は母が同じ場合は「同左」と記入して差し支えありません。
- 6 ㉒及び㉓の欄の「公的年金」とは、「遺族年金（遺族基礎年金、遺族厚生年金及び遺族共済年金を含む。）」、「老齢年金（老齢基礎年金、老齢厚生年金及び退職共済年金を含む。）」、「障害年金（障害基礎年金、障害厚生年金及び障害共済年金を含む。）」、「母子年金」、「恩給」等をいいます。また、㉔の欄の「障害基礎年金等」とは、障害基礎年金その他障害を支給事由とする給付（労働者災害補償保険の障害（補償）年金、傷病（補償）年金等）をいいます。
- 7 ㉕の欄は、新たに手当の支給の対象となる児童が、父若しくは母の死亡により受けることができる「公的年金」若しくは「遺族補償」の受給状況又は請求者が母若しくは養育者である場合であって児童が父に支給される公的年金の額の加算の対象となっているときには父の「公的年金」の受給状況、請求者が父である場合であって児童が母に支給される公的年金の額の加算の対象となっているときには母の「公的年金」の受給状況を記入してください。
- 8 ㉖の欄は、請求者が障害基礎年金等を受けることができる場合に記入いただくものです。請求者が受けることができる公的年金のうち新たに手当の支給の対象となる児童を有する者に係る加算に係る部分の受給状況を記入してください。

- 9 この請求書に添えなければならない書類は、次のとおりです。

なお、書類については省略できるものがある場合がありますので、市役所、区役所又は町村役場の人にご確認ください。
- イ 新たに支給の対象となる児童の戸籍の抄本とその児童の属する世帯の全員の住民票の写し
- ロ 請求者が母である場合で、新たに手当の支給の対象となる児童と同居しないのでこれを監護しているときは、その事実を明らかにすることができる書類
- ハ 請求者が父である場合で、新たに手当の支給の対象となる児童と同居しないでこれを監護し、かつ、これと生計を同じくしているときは、その事実を明らかにすることができる書類
- ニ 請求者が母又は父以外の者である場合は、新たに手当の支給対象となる児童の父及び母の戸籍又は除かれた戸籍の謄本又は抄本と請求者がその児童を養育していることを明らかにすることができる書類
- ホ 新たに手当の支給の対象となる児童又はその父若しくは母が障害の状態にある場合には医師又は歯科医師の診断書、次の傷病によるときにはエックス線直接撮影写真
呼吸器系系結核・肺えそ・肺のうよう・けい肺・じん臓結核・胃かいよう・胃がん・十二指腸かいよう・内臓下垂症・動脈けいりゅう・骨又は関節結核・骨ずい炎・骨又は関節損傷・その他認定又は診査に際し必要と認められるもの
- ヘ 次の場合は、その事実を明らかにすることができる書類
 - (イ) 新たに手当の支給の対象となる児童の父又は母の生死が明らかでない場合
 - (ロ) 新たに手当の支給の対象となる児童の父又は母が引き続き1年以上その児童を遺棄している場合
 - (ハ) 新たに手当の支給の対象となる児童の父又は母がそれぞれ母又は父の申立てにより保護命令を受けた場合
- ト 児童若しくは請求者が公的年金若しくは遺族補償を受けられることができる場合又は児童が加算の対象となっている場合には、その給付を行う者の証明書
- 10 手当の全部又は一部の支給が停止されている方で、新たに手当の支給の対象となる児童が児童扶養手当法第9条の児童（父と母が、死亡したこと、生死不明であること、法令により引き続き1年以上拘禁されていること又は明らかでないことその他いづれかに該当する児童をいう。）である方は、併せて児童扶養手当支給停止関係届を出してください。
- 11 この請求書は、市役所又は町村役場に出してください。この請求書について分からないことがありましたら、市役所又は町村役場の人によく聞いてください。

様式第四号(第二条関係)

※※※ 第 号	※ 市 町 村 令和 年 月 日 受付年月日	※ 市 町 村 令和 年 月 日 再提出
※ 市 町 村 令和 年 月 日 提出	※ 市 町 村 令和 年 月 日 再提出	※ 市 町 村 令和 年 月 日 再提出

児童扶養手当額改定請求書

①受給者氏名	旧法証書記号番号	第 号
	②新法証書記号番号	第 号
③受給者住所	〒 TEL ()	

関係書類を添えて、児童扶養手当の額の改定について請求します。

令和 年 月 日

氏 名 _____

熊本県知事 木村 敬 様

※※ 改定却下	令和 年 月 日	※※ 証書通知	令和 年 月 日
	第 号		第 号

◎裏面の注意をよく読んでから記入してください。 ※、※※の欄は記入する必要はありません。
◎字は楷書ではっきりと書いてください。

④ 児童の氏名	(フリガナ)		
⑤ 個人番号			
⑥ 生年月日	平成 令和 年 月 日	平成 令和 年 月 日	年 月 日
⑦ 請求者との続柄			
⑧ 請求者との同居・別居の別	同居・別居	同居・別居	同居・別居
⑨ 監護等を始めた年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
⑩ 障害の状態の有無	あり・ない	あり・ない	あり・ない
⑪ 父又は母の状況	イロハニホヘトチリヌ ルヲワカヨ	イロハニホヘトチリヌ ルヲワカヨ	イロハニホヘトチリヌ ルヲワカヨ
⑫ 父の氏名・生年月日	(昭・平・令 年 月 日)	(昭・平・令 年 月 日)	(昭・平・令 年 月 日)
⑬ 母の氏名・生年月日	(昭・平・令 年 月 日)	(昭・平・令 年 月 日)	(昭・平・令 年 月 日)
父の死亡年月日	⑭ 死亡年月日	年 月 日	年 月 日
死亡したとき	⑮ 死亡の原	業務上・業務外	業務上・業務外
	死亡時又は ⑯ 死亡時直近の 勤務先		
母の死亡年月日	⑰ 死亡年月日	年 月 日	年 月 日
死亡したとき	⑱ 死亡の原	業務上・業務外	業務上・業務外
	死亡時又は ⑲ 死亡時直近の 勤務先		
⑳ 児童が父若しくは母の死亡により受けることができる公的年金(児童・遺族補償の受給状況又は児童が加算の対象となっている父若しくは母の公的年金の受給状況)	受けることができる種類() 支給停止 受けることのできない 基礎年金番号・年金コード() 年額 (円)	受けることができる種類() 支給停止 受けることのできない 基礎年金番号・年金コード() 年額 (円)	受けることができる種類() 支給停止 受けることのできない 基礎年金番号・年金コード() 年額 (円)
㉑ 請求者が障害基礎年金(児童等)を受けられることのできる部分に限る。)の受給状況	受けることができる種類() 支給停止 基礎年金番号・年金コード() 年額 (円)	受けることができる種類() 支給停止 基礎年金番号・年金コード() 年額 (円)	受けることができる種類() 支給停止 基礎年金番号・年金コード() 年額 (円)
㉒ 父又は母が障害等級	身体障害者手帳の番号 及び障害等級		
	公的年金の種類・障害等級		
	父又は母の職業又は勤務先名		
備考			